

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	諸星	志村	志村	久保谷	石原	起案	28・10・14
						決裁	28・10・25
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 28 年度 第 1 回 公共施設使用料見直し プロジェクトチーム		
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ		
開催日時	平成 28 年 10 月 14 日 (金) 午後 1 時 15 分 ~ 午後 2 時 50 分		
開催場所	議会第 3 会議室		
出席者	市民部長	福祉部長	教育部長
	(代)こども育成課長	(代)環境保全課長	政策部長
	事務局	公共施設マネジメント課長	公共施設マネジメント課主査
議 題	1 公共施設の利用者負担の適正化に係る今後の事務について		
配付資料	資料 1 公共施設の使用料の見直しに関する条例改正の概要		
	資料 2 改定案策定に当たっての基本的考え方		
会 議 結 果			
① 10月6日に開催したWG会議において、11月4日に見直し案を政策決定するため、各施設の関係団体等からの意見聴取を行うスケジュールを確認した。各部には、短い期間での対応をお願いするが、改めてご協力をお願いしたい。			
② 政策決定に向けたスケジュールについて各施設所管課の理解は充分か。 ⇒WG出席者(課等の長)は充分承知していただいていると考えている。			
③ フルコストの基礎となる減価償却費は一定額か。 ⇒毎年度一定額を償却していくものである。			
④ 減免対象となる「子ども」の定義とは。 ⇒中学生以下と定義する。			
⑤ 公民館の大会議室等の「2分の1面使用」について、物理的に仕切れないところは規定しないということか。 ⇒規定だけ先行して実施し、整備後に運用するという方法もある。今後、施設所管課と調整する。			
⑥ 「意見聴取」とはどのようなことか。使用料の金額修正だけならまだ理解できるが、新たに有料化する施設などについては、「諮問・答申」をすべきではないか。 ⇒今回の見直しは、行政改革評価委員会(当時)に審議していただいた方針に基づく各施設の見直しであって、全庁的な取組である。各施設の個別の諮問・答申は行わず、見直し案の説明と意見のとりまとめを行うということでWGの中で依頼した。よって、ほとんどの施設では「諮問・答申」という形は採らないと報告を受けている。			
⑦ 減免の基準は各施設に任せるようなことを聞いたが、基準はないのか。 ⇒減免については、現在でもきちんと審査されていると思うが、審査をより徹底し、他の利用者が不公平を感じるようなにしたいという依頼をした。減免の原則は方針の中でも示しているの、各施設で原則に従って規定を再確認すれば良いと考えるが、必要であれば、再度原則を示すことで各施設の作業を促したい。			
⑧ 「低利用時間帯の有効活用」の総括はしているのか。 ⇒現在、実証実験を実施中であるが、他の利用者からの不平が出ておらず、施設運営上も支障がないのであれば、安定した使用料収入の確保という点では明確に規定すべきと考える。			
備考			